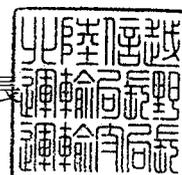




長運整第72号の3  
令和2年4月23日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について  
(依命通達)」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年4月17日付け北信技整第54号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第54号  
令和2年4月17日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（令和2年4月1日付け国自整第354号）のとおり通達があったので了知するとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。



北陸信越運輸局長

国自整第 354 号  
令和 2 年 4 月 1 日

自動車局長

「指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」  
の一部改正について

今般、「指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成 26 年 3 月 20 日付国自整第 381 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成26年3月20日付け、国自整第381号）  
の一部改正について

（下線部が改正箇所）

<p>国自整第381号 平成26年3月20日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について （依命通達）</p> <p>総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第22条の2第10項に基づく総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号。以下「省令」という。）による指定点検整備事業の指定に係る業務については、本通達により取り扱うとともに、指定点検整備事業者を指導されたい。</p> <p>記</p> <p>第1節 指定点検整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>1. 指定点検整備事業の指定に係る申請書類等 指定点検整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別添1によることとする。</p> <p>2. 指定点検整備事業の指定基準 （1）設備、技術及び管理組織</p>	<p>国自整第381号 平成26年3月20日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>指定点検整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について （依命通達）</p> <p>総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第22条の2第10項に基づく総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号。以下「省令」という。）による指定点検整備事業の指定に係る業務については、本通達により取り扱うとともに、指定点検整備事業者を指導されたい。</p> <p>記</p> <p>第1節 指定点検整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>1. 指定点検整備事業の指定に係る申請書類等 指定点検整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別添1によることとする。</p> <p>2. 指定点検整備事業の指定基準 （1）設備、技術及び管理組織</p>

法第22条の2第10項に基づく設備、技術及び管理組織は、次のアからキまでの基準により判定すること。この場合において、オ並びにカのii及びiiiについては、別添2により判定すること。

ア 法第22条の2第11項の点検に付随して行われる整備作業（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条。以下「施行規則」という。）第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）が実施できること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

イ 指定点検整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる省令第7条第2項第2号の自動車点検用機械器具によって点検を行うことが可能な範囲内のものであること。なお、計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、同項第3号に規定する要件に適合するものとみなす。

ウ 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理されること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- i 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
- ii 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
- iii 定期点検の実施体制
- iv 外注作業のできばえ及びその管理状況
- v 使用部品の管理状況
- vi 機械工具及び計器類の活用状況
- vii 整理、整とん
- viii 工員の経験年数及び作業態度

法第22条の2第10項に基づく設備、技術及び管理組織は、次のアからキまでの基準により判定すること。この場合において、オ並びにカのii及びiiiについては、別添2により判定すること。

ア 法第22条の2第11項の点検に付随して行われる整備作業（原動機を解体して行なう整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）が実施できること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

イ 指定点検整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車分解整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる省令第7条第2項第2号の自動車点検用機械器具によって点検を行うことが可能な範囲内のものであること。なお、計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、同項第3号に規定する要件に適合するものとみなす。

ウ 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理されること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- i 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
- ii 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
- iii 定期点検の実施体制
- iv 外注作業のできばえ及びその管理状況
- v 使用部品の管理状況
- vi 機械工具及び計器類の活用状況
- vii 整理、整とん
- viii 工員の経験年数及び作業態度

<p>ix 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況</p> <p>x 作業能率及びその向上対策</p> <p>エ 工員の組織及び配置が合理的であること。</p> <p>オ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別添2により判定）。</p> <p>カ 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 事業経営の態度</p> <p>ii 事業場管理責任者の管理能力（別添2により判定）</p> <p>iii 保有する工員の数（別添2により判定）</p> <p>iv 事業場の立地条件</p> <p>v 営業成績</p> <p>vi 原価の管理状況</p> <p>vii 財務の管理状況</p> <p>viii 事業場の将来性</p> <p>キ 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。</p> <p>(2) 申請者以外の者の事業場に備えられている点検の設備の使用</p> <p>申請者が当該申請者以外の者の事業場に備えられている省令第7条第1項第4号の点検（指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第2の2の項において定める方法に準じて行うものに限る。）をするために必要な設備（以下単に「点検設備」という。）を使用しようとする場合には、省令第6条第2項に規定する要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 点検設備の管理責任者は、当該点検設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。</p>	<p>ix 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況</p> <p>x 作業能率及びその向上対策</p> <p>エ 工員の組織及び配置が合理的であること。</p> <p>オ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別添2により判定）。</p> <p>カ 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 事業経営の態度</p> <p>ii 事業場管理責任者の管理能力（別添2により判定）</p> <p>iii 保有する工員の数（別添2により判定）</p> <p>iv 事業場の立地条件</p> <p>v 営業成績</p> <p>vi 原価の管理状況</p> <p>vii 財務の管理状況</p> <p>viii 事業場の将来性</p> <p>キ 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。</p> <p>(2) 申請者以外の者の事業場に備えられている点検の設備の使用</p> <p>申請者が当該申請者以外の者の事業場に備えられている省令第7条第1項第4号の点検（指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「指定規則」という。）別表第2の2の項において定める方法に準じて行うものに限る。）をするために必要な設備（以下単に「点検設備」という。）を使用しようとする場合には、省令第6条第2項に規定する要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 点検設備の管理責任者は、当該点検設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。</p>
---	---

イ 自動車により点検設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。

ウ 点検設備の使用に関する契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は一つの共同点検施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。

エ 点検設備の点検能力は、当該点検設備における自動車点検用機械器具の性能及び配列並びに点検の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。

オ 点検設備に附置されている車両置場の広さは、点検設備を常時使用して点検をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

### (3) 自動車点検員の兼任

自動車点検員が同一の指定点検整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、省令第14条第2項に規定する自動車点検員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

ア 兼任の自動車点検員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。

イ 兼任に係る自動車点検員が処理することとなるすべての事業場の点検業務量は、当該点検設備の点検能力等からみて、1人当たりの自動車点検員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

### (4) 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

① 事業場管理責任者及び工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者及び工員と兼務しても差し支えない。

② 自動車点検用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

### (5) 指定自動車整備事業の指定を受けている場合の取扱い

指定自動車整備事業の指定を受けている場合は、指定点検整備事

イ 自動車により点検設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。

ウ 点検設備の使用に関する契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は一つの共同点検施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。

エ 点検設備の点検能力は、当該点検設備における自動車点検用機械器具の性能及び配列並びに点検の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。

オ 点検設備に附置されている車両置場の広さは、点検設備を常時使用して点検をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

### (3) 自動車点検員の兼任

自動車点検員が同一の指定点検整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、省令第14条第2項に規定する自動車点検員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

ア 兼任の自動車点検員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。

イ 兼任に係る自動車点検員が処理することとなるすべての事業場の点検業務量は、当該点検設備の点検能力等からみて、1人当たりの自動車点検員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

### (4) 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

① 事業場管理責任者及び工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者及び工員と兼務しても差し支えない。

② 自動車点検用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

### (5) 指定自動車整備事業の指定を受けている場合の取扱い

指定自動車整備事業の指定を受けている場合は、指定点検整備事

業の指定基準に適合するものとみなして差し支えない。

## 第2節 指定点検整備事業の指導要領

### 1. 指定点検整備事業者の遵守事項等

指定点検整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

ア 省令第7条第1項第2号又は第3号の点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。

イ 法第22条の2第11項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれがある部分」とは、省令第7条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定点検整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。

### 2. 自動車点検員教習の実施事項

自動車点検員教習については、自動車点検用機械器具の構造及びその取扱方法について行うものとし、指定自動車整備事業における自動車検査員教習の実施事項のうち自動車検査用機械器具の構造及びその取扱方法に係るものを自動車点検員教習とみなして差し支えない。

## 附則

この通達は、平成26年3月31日から施行する。

### 附則（令和2年4月1日 国自整第354号）

1. 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2. 道路車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第10条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定点検整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号の掲げる基準により判断する。

業の指定基準に適合するものとみなして差し支えない。

## 第2節 指定点検整備事業の指導要領

### 1. 指定点検整備事業者の遵守事項等

指定点検整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

ア 省令第7条第1項第2号又は第3号の点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。

イ 法第22条の2第11項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれがある部分」とは、省令第7条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定点検整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。

### 2. 自動車点検員教習の実施事項

自動車点検員教習については、自動車点検用機械器具の構造及びその取扱方法について行うものとし、指定自動車整備事業における自動車検査員教習の実施事項のうち自動車検査用機械器具の構造及びその取扱方法に係るものを自動車点検員教習とみなして差し支えない。

## 附則

この通達は、平成26年3月31日から施行する。

（新設）

- 一 令和3年10月1日以前に、指定点検整備事業の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
- 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに指定点検整備事業の指定を受けようとしていること
3. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定点検整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の交付を行うことができる。
4. 改正省令附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、改正省令第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の交付を行うことができる。

別添1 指定点検整備事業の指定等に係る申請書類

指定点検整備事業の指定等に係る申請書類は、以下1～6のとおりとする。なお、以下の書面のうち自動車特定整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定等を受けている事業者であつて、既に提出された書面等により確認できるものについては、添付を省略して差し支えない。

1. 省令第5条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び省令第5条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(省令第5条第1項及び第2項)
- (1) 記載事項
- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
  - ② 事業場の名称及び所在地

別添1 指定点検整備事業の指定等に係る申請書類

指定点検整備事業の指定等に係る申請書類は、以下1～6のとおりとする。なお、以下の書面のうち自動車分解整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定等を受けている事業者であつて、既に提出された書面等により確認できるものについては、添付を省略して差し支えない。

1. 省令第5条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び省令第5条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(省令第5条第1項及び第2項)
- (1) 記載事項
- ① 申請者の氏名又は名称及び住所
  - ② 事業場の名称及び所在地

<p>③ 対象とする自動車の種類</p> <p>④ その他業務の範囲の限定</p> <p>⑤ 認証番号及び認証年月日</p> <p>⑥ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類</p> <p>⑦ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類</p> <p>⑧ 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定</p> <p>⑨ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号</p> <p>⑩ 指定自動車整備事業の指定を受けている者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>i 指定番号</p> <p>ii 指定を受けた指定自動車整備事業における対象とする自動車の種類</p> <p>iii 指定を受けた指定自動車整備事業における業務の範囲の限定</p> <p>⑪ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）又は指定自動車整備事業の指定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>i 実施している整備作業の範囲</p> <p>ii 事業場管理責任者の氏名及び略歴</p> <p>iii 検定規則の規定による一級、二級又は三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 法第22条の2第12項において準用する道路運送車両法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるに足る宣誓書等の書面</p> <p>② 指定自動車整備事業の指定を受けていない者にあつては、次に掲げる書面</p> <p>i 次の状況を記載した事業場平面図</p>	<p>③ 対象とする自動車の種類</p> <p>④ その他業務の範囲の限定</p> <p>⑤ 認証番号及び認証年月日</p> <p>⑥ 認証を受けた自動車分解整備事業の種類</p> <p>⑦ 認証を受けた自動車分解整備事業における対象とする自動車の種類及び装置の種類</p> <p>⑧ 認証を受けた自動車分解整備事業における業務の範囲の限定</p> <p>⑨ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号</p> <p>⑩ 指定自動車整備事業の指定を受けている者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>i 指定番号</p> <p>ii 指定を受けた指定自動車整備事業における対象とする自動車の種類</p> <p>iii 指定を受けた指定自動車整備事業における業務の範囲の限定</p> <p>⑪ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）又は指定自動車整備事業の指定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項</p> <p>i 実施している整備作業の範囲</p> <p>ii 事業場管理責任者の氏名及び略歴</p> <p>iii 検定規則の規定による一級、二級又は三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 法第22条の2第12項において準用する道路運送車両法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるに足る宣誓書等の書面</p> <p>② 指定自動車整備事業の指定を受けていない者にあつては、次に掲げる書面</p> <p>i 次の状況を記載した事業場平面図</p>
---	--

ア 省令第7条第1項第4号の点検（指定規則別表第2の2の項において定める方法に準じて行うものに限る。）をするために必要な屋内作業場の面積

イ 自動車点検用機械器具の配置状況

ii 省令第7条第2項第2号の自動車点検用機械器具の名称、型式、能力及び数

iii 省令第7条第2項第2号イ～チまでの自動車点検用機械器具が、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車点検用機械器具基準適合性試験成績書、自動車点検用機械器具校正結果証明書等の書面であること。なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあつては、上記の書面を省略して差し支えない。

2. 省令第5条第2項第4号に基づく申請者が申請者以外の者の事業場に備えられている点検設備を使用しようとする場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(省令第5条第2項第4号)

- ① 当該点検設備の管理責任者の氏名
- ② 当該点検設備の所在地
- ③ 自動車点検用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該点検設備の維持管理体制を記載した書面
- ④ 当該点検設備の使用に係る者の氏名又は名称
- ⑤ 当該点検設備の使用に係る者の最近3カ月間における月平均の車種別の自動車点検用機械器具の使用実績
- ⑥ 当該点検設備の使用に関する契約書の写し

ア 省令第7条第1項第4号の点検（指定規則別表第2の2の項において定める方法に準じて行うものに限る。）をするために必要な屋内作業場の面積

イ 自動車点検用機械器具の配置状況

ii 省令第7条第2項第2号の自動車点検用機械器具の名称、型式、能力及び数

iii 省令第7条第2項第2号イ～チまでの自動車点検用機械器具が、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車点検用機械器具基準適合性試験成績書、自動車点検用機械器具校正結果証明書等の書面であること。なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあつては、上記の書面を省略して差し支えない。

2. 省令第5条第2項第4号に基づく申請者が申請者以外の者の事業場に備えられている点検設備を使用しようとする場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(省令第5条第2項第4号)

- ① 当該点検設備の管理責任者の氏名
- ② 当該点検設備の所在地
- ③ 自動車点検用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該点検設備の維持管理体制を記載した書面
- ④ 当該点検設備の使用に係る者の氏名又は名称
- ⑤ 当該点検設備の使用に係る者の最近3カ月間における月平均の車種別の自動車点検用機械器具の使用実績
- ⑥ 当該点検設備の使用に関する契約書の写し

⑦ 当該点検設備に附置されている車両置場の位置及び面積  
 なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあっては、上記①、③及び⑦の書面を省略して差し支えない。

3. 省令第5条第2項第5号に基づく、優良自動車整備事業者の認定又は指定自動車整備事業の指定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(省令第5条第2項第5号)

- ① 事業場の設備を記載した平面図
- ② 整備用の主要な設備及び機器の配置図（①に記載することでも差し支えない。）
- ③ 貸借対照表及び損益計算書  
 株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合にあっては必要としない。また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

4. 指定点検整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合にあって、設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者及び自動車点検員）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。  
 ただし、法第22条の2第12項において準用する道路運送車両法第94条の3又は第94条の8に基づく処分を受けた場合（処分対象

⑦ 当該点検設備に附置されている車両置場の位置及び面積  
 なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあっては、上記①、③及び⑦の書面を省略して差し支えない。

3. 省令第5条第2項第5号に基づく、優良自動車整備事業者の認定又は指定自動車整備事業の指定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(省令第5条第2項第5号)

- ① 事業場の設備を記載した平面図
- ② 整備用の主要な設備及び機器の配置図（①に記載することでも差し支えない。）
- ③ 貸借対照表及び損益計算書  
 株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合にあっては必要としない。また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

4. 指定点検整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合にあって、設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者及び自動車点検員）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。  
 ただし、法第22条の2第12項において準用する道路運送車両法第94条の3又は第94条の8に基づく処分を受けた場合（処分対象

となる違反事項が確認された場合を含む。) であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実にできると認められる場合にあつては、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

- ① 1. (1) ①から⑧までの事項
- ② 指定点検整備事業の指定番号

(2) 添付書面

1. (2) ①及び3. ③の書面

5. 省令第14条第4項及び第5項に基づく自動車点検員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(省令第14条第4項及び第5項)

(1) 記載事項

- ① 届出者の氏名又は名称及び住所
- ② 自動車点検員の選任に係る事業場の名称及び所在地
- ③ 指定点検整備事業の指定番号
- ④ 選任する自動車点検員の氏名及び生年月日
- ⑤ 選任年月日
- ⑥ 自動車点検員の選任の要件が省令第14条第1項第1号の要件によるものの場合
  - i 教習修了地方運輸局
  - ii 教習修了年月日
  - iii 教習修了書番号
- ⑦ 他の事業場の自動車点検員を兼任する場合にあつては、次に掲げる事項
  - i 兼任する事業場の名称及び所在地
  - ii 兼任する事業場の指定点検整備事業の指定番号

となる違反事項が確認された場合を含む。) であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実にできると認められる場合にあつては、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

- ① 1. (1) ①から⑧までの事項
- ② 指定点検整備事業の指定番号

(2) 添付書面

1. (2) ①及び3. ③の書面

5. 省令第14条第4項及び第5項に基づく自動車点検員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(省令第14条第4項及び第5項)

(1) 記載事項

- ① 届出者の氏名又は名称及び住所
- ② 自動車点検員の選任に係る事業場の名称及び所在地
- ③ 指定点検整備事業の指定番号
- ④ 選任する自動車点検員の氏名及び生年月日
- ⑤ 選任年月日
- ⑥ 自動車点検員の選任の要件が省令第14条第1項第1号の要件によるものの場合
  - i 教習修了地方運輸局
  - ii 教習修了年月日
  - iii 教習修了書番号
- ⑦ 他の事業場の自動車点検員を兼任する場合にあつては、次に掲げる事項
  - i 兼任する事業場の名称及び所在地
  - ii 兼任する事業場の指定点検整備事業の指定番号

<p>iii 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 省令第14条第1項に基づく自動車点検員の要件に該当することを証する、自動車点検員教習修了証書(写し)、自動車点検員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等</p> <p>② 省令第14条第3項に該当しないことを信じさせるに足る宣誓書等の書面</p> <p>③ 自動車点検員に選任されることへの同意書</p> <p>④ 他の事業場の自動車点検員を兼任する場合にあっては、当該兼任する事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面</p> <p>⑤ 自動車点検員を解任する場合にあっては、解任する自動車点検員の氏名及び解任年月日</p> <p>6. 省令第9条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(省令第9条)</p> <p>(1) 記載事項</p> <p>① 届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 事業場の名称及び所在地</p> <p>③ 指定点検整備事業の指定番号</p> <p>④ 届出に係る事項</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 省令第7条第2項第1号の屋内作業場の面積の変更に係る届出の場合は、1.(2)③iの書面</p> <p>② 自動車点検用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>i 変更した自動車点検用機械器具の名称、型式、能力又は数を記載した書面</p> <p>ii 変更した自動車点検用機械器具が、国土交通大臣が定める技</p>	<p>iii 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 省令第14条第1項に基づく自動車点検員の要件に該当することを証する、自動車点検員教習修了証書(写し)、自動車点検員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等</p> <p>② 省令第14条第3項に該当しないことを信じさせるに足る宣誓書等の書面</p> <p>③ 自動車点検員に選任されることへの同意書</p> <p>④ 他の事業場の自動車点検員を兼任する場合にあっては、当該兼任する事業場の最近3ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面</p> <p>⑤ 自動車点検員を解任する場合にあっては、解任する自動車点検員の氏名及び解任年月日</p> <p>6. 省令第9条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(省令第9条)</p> <p>(1) 記載事項</p> <p>① 届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 事業場の名称及び所在地</p> <p>③ 指定点検整備事業の指定番号</p> <p>④ 届出に係る事項</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 省令第7条第2項第1号の屋内作業場の面積の変更に係る届出の場合は、1.(2)③iの書面</p> <p>② 自動車点検用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面</p> <p>i 変更した自動車点検用機械器具の名称、型式、能力又は数を記載した書面</p> <p>ii 変更した自動車点検用機械器具が、国土交通大臣が定める技</p>
---	---

術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車点検用機械器具基準適合性試験成績書、自動車点検用機械器具校正結果証明書等の書面であること。なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあつては、上記の書面を省略して差し支えない。

別添2 指定点検整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	2人以上	
1-2	整備士数	1人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車、電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
1-3	整備士保有率	1/4以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置	◎	

術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車点検用機械器具基準適合性試験成績書、自動車点検用機械器具校正結果証明書等の書面であること。なお、他の指定自動車整備事業者又は自動車整備振興会等の事業場に備えられている自動車点検用機械器具を使用しようとする場合にあつては、上記の書面を省略して差し支えない。

別添2 指定点検整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	2人以上	
1-2	整備士数	1人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車、電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
1-3	整備士保有率	1/4以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
(新)			

	点検整備作業場		
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	施行規則別表第4の規定に基づく車両置場の面積以上	屋内、屋外を問わない。

(注) ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

## 2. 要員関係の基準の解釈

### 2-1 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負うものとする。

- (1) 事業計画の決定と執行に関すること。
- (2) 事業場全般に係る管理業務（指定点検整備事業における点検整備済証の交付業務の管理を含む。）に関すること。
- (3) 従業員に対する関係法令及び整備技術の教育に関すること。
- (4) 作業能率の向上に関すること。
- (5) 設備機器の管理に関すること。

### 2-2 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定点検整備事業者の他の事業場の自動車点検員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任

設)			
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両置場の面積以上	屋内、屋外を問わない。

(注) ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

## 2. 要員関係の基準の解釈

### 2-1 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負うものとする。

- (1) 事業計画の決定と執行に関すること。
- (2) 事業場全般に係る管理業務（指定点検整備事業における点検整備済証の交付業務の管理を含む。）に関すること。
- (3) 従業員に対する関係法令及び整備技術の教育に関すること。
- (4) 作業能率の向上に関すること。
- (5) 設備機器の管理に関すること。

### 2-2 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定点検整備事業者の他の事業場の自動車点検員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車点検員を工員の数に含めることができることとする。ただ

自動車点検員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

#### 2-3 自動車工

シャシ工、エンジン工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

2-4 事業場管理責任者及び自動車点検員（同一の指定点検整備事業の他の事業場の自動車点検員を兼任する2-3なお書きに規定する自動車点検員を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができるのと認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。

#### 2-5 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

### 3. 作業場等の基準の解釈

#### 3-1 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

#### 3-2 その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

#### 3-3 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

#### 3-4 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが

し、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

#### 2-3 自動車工

シャシ工、エンジン工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

2-4 事業場管理責任者及び自動車点検員（同一の指定点検整備事業の他の事業場の自動車点検員を兼任する2-3なお書きに規定する自動車点検員を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができるのと認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。

#### 2-5 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を4で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

### 3. 作業場等の基準の解釈

#### 3-1 屋内現車作業場

点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

#### 3-2 その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

#### 3-3 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

#### 3-4 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが

必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

### 3-5 作業場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の配置

各作業場は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、車両置場については、やむを得ない場合に限り、設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあっては作業場等の面積に含めて差し支えない。

### 3-5 作業場等の配置

各作業場は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、車両置場については、やむを得ない場合に限り、設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。